

宮城県公報

宮 城 県
発 行
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

平成二十三年四月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 保安林予定森林の所在場所
東松島市矢本字上沢目五の二、六、七、八の二、九、一七、二五の二、二五の二、五二、五三、一〇四から一〇六まで、一一三三の二、一一三三の二五から一一三三の二〇まで、一一三三の二、一一三三の三〇、一一三三の三三から一一三三の三六まで

目 次

保安林の指定の予定 一

選挙管理委員会 (森林整備課)

政治団体の届出

政治団体の届出事項の異動届

政治団体の解散届

政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十一年分)

政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)

政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

資金管理団体の届出

資金管理団体の届出事項の異動届

資金管理団体の指定取消しの届出

監査委員

定期監査等の結果の公表

財政的援助団体等の監査結果の公表

行政監査の結果の公表

告 示

宮城県告示第三百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

ページ

一 二 三 四 五 六 六 六 九 一五

選挙管理委員会

宮選管告示第三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十三年四月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
---------	-----	-------	------------	-------------------------	-------

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党仙台市議会第5支部	熊澤 孝雄	猿田 啓子	仙台市太白区西多賀四・一一・五	平成二十三年三月一日
(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)				
(イ) 国會議員関係政治団体以外の政治団体				
いせ英昭後援会	本田 寿	伊勢志津子	宮城県利府町神谷沢字金沢二二・六七	平成二十三年三月三日
江口まさお後援会	石川 格雄	石徹白和人	多賀城市八幡三・一〇・二七	平成二十三年三月二日
くまさわ孝雄後援会	熊澤 孝雄	猿田 啓子	仙台市太白区西多賀四・一一・五	平成二十三年三月一日
佐々木ひでゆき後援会	羽川 喜富	菅野 歩	仙台市宮城野区萩野町一・一〇・二一	平成二十三年三月三日
白石あきとし後援会	尾形 昭夫	笠森 俊幸	黒川郡富谷町日吉台一・一七・三	平成二十三年三月七日
須藤ひろし後援会	稲田 政雄	中村美代子	黒川郡富谷町東向陽台三・七・五	平成二十三年三月七日
竹内和彦後援会	岩佐 高	竹内恵美子	亶理郡山元町坂元字町五三・一	平成二十三年三月七日
中川あきら後援会	袴田 和由	鈴木健太郎	白石市字柳町七六	平成二十三年三月十日
長谷川たかし後援会	長谷川 隆	長谷川る美	黒川郡富谷町富ヶ丘二・三一・二	平成二十三年三月十一日
三浦邦夫後援会	佐々木弘俊	佐々木 悟	黒川郡富谷町明石台五・三〇・一	平成二十三年三月九日
○宮選管告示第四十号				
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。				
平成二十三年四月二十六日				
宮城県選挙管理委員会				
委員長 佐藤 健 一				
(一) 政党の支部				
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
民主党宮城県第6区総支部	代表者の氏名	今野 東吾	安住 淳	平成二十三年三月二日
公職の種類	参議院議員	衆議院議員		
(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)				
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
相澤栄後援会	代表者の氏名	相澤 栄	奥山 秀夫	平成二十三年三月十日
明日の緒絶川を考える会	代表者の氏名	矢口 祐喜	奥山 保	平成二十三年三月一日
いしばし源一後援会	代表者の氏名	五十嵐 勇	相楽 文雄	平成二十三年三月一日
猪股洋文後援会	代表者の氏名	加美郡加美町字矢越二七七・一	加美郡加美町城生字金成一二・二二	平成二十三年三月三日
梅津てるお後援会	代表者の氏名	高橋 美幸	高橋 茂美	平成二十三年三月二十四日
及川ともよし後援会	代表者の氏名	及川 智義	佐田 貢	平成二十三年三月三十日
小野寺善孝後援会	代表者の氏名	後藤 征記	蜂谷 悦夫	平成二十三年三月三十一日
菊地恵一後援会	代表者の氏名	木村信一朗	佐々木一郎	平成二十三年三月三日
さくち文博政経懇話会	代表者の氏名	仙台市宮城野区原町二・三・五七	仙台市宮城野区原町三・五・二〇	平成二十三年三月七日
さくち文博連合後援会	代表者の氏名	仙台市宮城野区原町二・三・五七	仙台市宮城野区原町三・五・二〇	平成二十三年三月八日
賢友会	代表者の氏名	仙城 正美	堀籠 文雄	平成二十三年三月九日
浩泉会	代表者の氏名	若林 洋一	佐々木芳代	平成二十三年三月二日
ごとう正幸後援会	代表者の氏名	後藤 尚志	齋藤 正直	平成二十三年三月九日
佐久間光洋を育てる会	代表者の氏名	関 六郎	渡辺 勝広	平成二十三年三月三日
佐々木ゆうこを育てる会	代表者の氏名	佐々木芳恵	平間 佑一	平成二十三年三月一日

佐藤和好後援会	代表者 千田 清憲	所の所在地 名取市杉ヶ袋字築道 一・二・一	平成二十三年 三月十日
佐藤けんすけ後援会 (下増田の明日を考え る会)	代表者 佐藤 栄一	所の所在地 名取市杉ヶ袋字川前 七五	平成二十三年 三月七日
仙沢会	代表者 菊地 敬寿	所の所在地 仙台市青葉区台原一 ・一七・三二	平成二十三年 三月七日
大日本救国防衛隊	代表者 佐々木憲雄	所の所在地 大崎市古川穂波二・ 六・一二	平成二十三年 三月二十八日
高橋長偉後援会	代表者 佐々木憲雄	所の所在地 大崎市古川稲葉字龜 ノ子九二・四	平成二十三年 三月四日
只野九十九後援会	代表者 登米市豊里町新田町 一六九	所の所在地 登米市豊里町下古屋 二一・二	平成二十三年 二月二十四日
ほりうち周光後援会	代表者 ほりうち周光後援会	政治団体 堀内周光後援会	平成二十三年 三月八日
宮城県不動産政治連盟	代表者 尾形 憲一	所の所在地 仙台市宮城野区鉄砲 町二四六・三	平成二十三年 三月十一日
村井よしひろを支援す る大崎の会	代表者 尾形 憲一	所の所在地 仙台市若林区荒町一 四三	平成二十三年 三月十一日
森りょうじ後援会	代表者 尾形 憲一	所の所在地 仙台市若林区荒町一 四三	平成二十三年 三月十一日
やつむつお後援会	代表者 石橋 徹郎	所の所在地 阿部 和郎	平成二十三年 一月十二日
ゆさみゆき心援助	代表者 石橋 徹郎	所の所在地 阿部 和郎	平成二十三年 一月十二日

○宮選管告示第四十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
団体が解散した旨届出があった。
平成二十三年四月二十六日
宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健 一

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）
政治 団体の名称 代表者の氏名 解散年月日
及川信代と21世紀を拓く会 菅原 浩人 平成二十三年三月二十九日
大沼善明後援会 大沼 幸衛 平成二十二年十二月六日
加美未来ネット 猪股 洋文 平成二十三年三月三日
加茂力男後援会 高橋 博 平成二十二年十一月十日
斎藤司後援会 斎藤 司 平成二十二年十二月三十一日
さの和夫後援会 佐野 克己 平成二十三年二月二十八日
女性を議会に送る会 尾出 弘子 平成二十三年三月二十八日
菅原勝一後援会 菊地平八郎 平成二十三年二月二十八日
高橋みつはる後援会 高橋 光治 平成二十二年十二月三十一日
○宮選管告示第四十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平
成二十一年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと
おり公表する。
平成二十三年四月二十六日
宮城県選挙管理委員会
委員長 佐藤 健 一

(減除増補団体)
取組回線増設
減除増補団体の届出をした者の氏名 齋藤 司

<p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員</p>	<p>報告年月日 23. 3. 3 (23. 3. 3 解散)</p>
<p>報告年月日 23. 3. 10 (22. 12. 31 解散)</p>	<p>1 収入総額 0</p>
<p>1 収入総額 23,347</p>	<p>2 支出総額 0</p>
<p>2 支出総額 23,347</p>	<p>齊藤司後援会</p>
<p>2 支出総額 0</p>	<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 高藤 司</p>
<p>(その他の政治団体)</p>	<p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 気仙沼市議会議員</p>
<p>大沼善明後援会</p>	<p>報告年月日 23. 3. 10 (22. 12. 31 解散)</p>
<p>報告年月日 23. 3. 17 (22. 12. 6 解散)</p>	<p>1 収入総額 23,347</p>
<p>1 収入総額 0</p>	<p>前年繰越額 23,347</p>
<p>2 支出総額 0</p>	<p>2 支出総額 23,347</p>
<p>さの和夫後援会</p>	<p>3 支出の内訳 23,347</p>
<p>報告年月日 23. 3. 9 (23. 2. 28 解散)</p>	<p>政治活動費 23,347</p>
<p>1 収入総額 11,200</p>	<p>その他の経費 23,347</p>
<p>前年繰越額 11,200</p>	<p>(その他の政治団体)</p>
<p>2 支出総額 0</p>	<p>及川信代と21世紀を拓く会</p>
<p>高橋みつはる後援会</p>	<p>報告年月日 23. 3. 29 (23. 3. 29 解散)</p>
<p>報告年月日 23. 3. 28 (22. 12. 31 解散)</p>	<p>1 収入総額 3,676</p>
<p>1 収入総額 0</p>	<p>前年繰越額 3,676</p>
<p>2 支出総額 0</p>	<p>2 支出総額 0</p>
<p>○加藤進和長後援会</p>	<p>大沼善明後援会</p>
<p>政令第14号(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その届出を次のとおりとする。</p>	<p>報告年月日 23. 3. 17 (22. 12. 6 解散)</p>
<p>平成二十三年四月二十七日</p>	<p>1 収入総額 10,654</p>
<p>加藤進和長後援会</p>	<p>前年繰越額 10,654</p>
<p>収入総額 10,654</p>	<p>2 支出総額 10,654</p>
<p>政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)</p>	<p>3 支出の内訳 10,654</p>
<p>(資金管理団体)</p>	<p>政治活動費 10,654</p>
<p>加美未来ネット</p>	<p>組織活動費 10,654</p>
<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 猪股 洋文</p>	
<p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 加美町長</p>	

<p>さの和夫後援会 報告年月日 23. 3. 9 (23. 2. 28解散)</p>	<p>1 収入総額 11,200 前年繰越額 11,200 2 支出総額 0</p>	<p>女性を議会に送る会 報告年月日 23. 3. 28 (23. 3. 28解散)</p>	<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p>	<p>菅原勝一後援会 報告年月日 23. 3. 8 (23. 2. 28解散)</p>	<p>1 収入総額 5,192 前年繰越額 5,192 2 支出総額 0</p>	<p>高橋みつはる後援会 報告年月日 23. 3. 28 (22. 12. 31解散)</p>	<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p>	<p>○阿部謙道市長後援会 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年四月二十六日</p> <p>阿部謙道市長後援会 会 長 佐 藤 豊 一</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p>	<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0 （その他の政治団体） 及川信代と21世紀を拓く会 報告年月日 23. 3. 29 (23. 3. 29解散)</p>	<p>1 収入総額 3,676 前年繰越額 3,676 2 支出総額 0</p>	<p>さの和夫後援会 報告年月日 23. 3. 10 (23. 2. 28解散)</p>	<p>1 収入総額 11,200 前年繰越額 11,200 2 支出総額 11,200 3 支出の内訳 政治活動費 11,200 組織活動費 11,200</p>	<p>女性を議会に送る会 報告年月日 23. 3. 28 (23. 3. 28解散)</p>	<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0 菅原勝一後援会 報告年月日 23. 3. 8 (23. 2. 28解散)</p>	<p>1 収入総額 5,192 前年繰越額 5,192 2 支出総額 5,192 3 支出の内訳 経常経費 5,192 事務所費 5,192</p>	<p>（資金管理団体） 加美未来ネット 資金管理団体の届出をした者の氏名 猪股 洋文 資金管理団体の届出に係る公職の種類 加美町長 報告年月日 23. 3. 3 (23. 3. 3 解散)</p>	<p>○阿部謙道市長後援会 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。</p>
---	--	--	------------------------------	---	--	---	------------------------------	---	---	--	--	---	--	---	--	--	---

平成二十三年四月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

資金管理団体の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

届出年月日

熊澤 孝雄 仙台市議会議員 くらまざわ孝雄後援会 仙台市太白区西多賀四・一・一・五 熊澤 孝雄 平成二十三年三月一日

遊佐美由紀 宮城県議会議員 ゆさみゆき応援団 仙台市青葉区東勝 遊佐美由紀 平成二十三年三月二日

○宮選管告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十三年四月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

菊地 文博 衆議院議員 さくち文博政経懇話会 公職の種類 衆議院議員 参議院議員

澤田 朋啓 宮城県議会議員 仙沢会 公職の種類 衆議院議員

主たる事務所の所在地

主たる事務所

主たる所在地

仙台市宮城野区五輪二・四・三

仙台市青葉区台原一・一七・三三

○宮選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十三年四月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

（一）法第十九条第三項第一号による届出

届出をした者の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

資金管理団体の届出年月日

猪股 洋文 加美町長 加美未来ネット 加美郡加美町城生字金成二二・二一 猪股 洋文 平成二十三年三月三日

齋藤 司 気仙沼市議会議員 斎藤司後援会 気仙沼市赤岩水梨子五〇 齋藤 司 平成二十三年三月十日

監査委員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成23年1月から3月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

平成23年4月26日

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関

監査実施日

総務部

地方機関

東部県税事務所（選挙管理委員会東部地方支庁を含む）

東部県税事務所登米地域事務所

消防学校

環境生活部

地方機関

保健環境センター

食肉衛生検査所

保健福祉部

地方機関

東部保健福祉事務所登米地域事務所

気仙沼保健福祉事務所

リハビリテーション支援センター

内海 大

佐々木 克

遊佐 勤左衛門

藤 鏡 子

1月18日

1月18日

1月25日

1月25日

1月25日

2月15日

1月14日

1月28日

2月18日

<p>拓桃医療療育センター</p> <p>○経済商工観光部</p> <p>地方機関</p> <p>大阪事務所</p> <p>北部地方振興事務所</p> <p>東部地方振興事務所</p> <p>東部地方振興事務所登米地域事務所</p> <p>気仙沼地方振興事務所</p> <p>産業技術総合センター</p> <p>計量検定所</p> <p>白石高等技術専門学校</p> <p>仙台高等技術専門学校</p> <p>石巻高等技術専門学校</p> <p>気仙沼高等技術専門学校</p> <p>松島公園管理事務所</p> <p>○農林水産部</p> <p>地方機関</p> <p>病虫害防除所</p> <p>仙台家畜保健衛生所</p> <p>王城寺原補償工事事務所</p> <p>林業技術総合センター</p> <p>○土木部</p> <p>地方機関</p> <p>北部土木事務所</p> <p>東部土木事務所</p> <p>東部土木事務所登米地域事務所</p> <p>仙台地方々々総合事務所</p> <p>大崎地方々々総合事務所</p> <p>栗原地方々々総合事務所</p> <p>○警察本部</p> <p>地方機関</p>	<p>3月2日</p> <p>1月11日</p> <p>2月10日</p> <p>2月4日</p> <p>1月19日</p> <p>1月27日</p> <p>2月22日</p> <p>2月3日</p> <p>2月9日</p> <p>3月3日</p> <p>2月1日</p> <p>1月27日</p> <p>2月14日</p> <p>1月14日</p> <p>2月21日</p> <p>2月9日</p> <p>2月24日</p> <p>2月10日</p> <p>2月4日</p> <p>1月14日</p> <p>2月9日</p> <p>3月8日</p> <p>2月25日</p>	<p>石巻警察署</p> <p>河北警察署</p> <p>角田警察署</p> <p>○教育庁</p> <p>地方機関</p> <p>大河原教育事務所</p> <p>北部教育事務所</p> <p>教育研修センター</p> <p>図書館</p> <p>美術館</p> <p>多賀城跡調査研究所</p> <p>東北歴史博物館</p> <p>白石高等学校</p> <p>角田高等学校</p> <p>石巻高等学校</p> <p>古川高等学校</p> <p>築館高等学校</p> <p>気仙沼高等学校</p> <p>白石女子高等学校</p> <p>古川黎明高等学校</p> <p>涌谷高等学校</p> <p>岩ヶ崎高等学校</p> <p>佐沼高等学校</p> <p>中新田高等学校</p> <p>女川高等学校</p> <p>多賀城高等学校</p> <p>石巻西高等学校</p> <p>気仙沼西高等学校</p> <p>蔵王高等学校</p> <p>迫桜高等学校</p> <p>貞山高等学校</p> <p>1月18日</p> <p>1月19日</p> <p>1月4日</p> <p>2月18日</p> <p>2月18日</p> <p>2月18日</p> <p>2月9日</p> <p>2月2日</p> <p>2月3日</p> <p>2月3日</p> <p>2月8日</p> <p>2月24日</p> <p>2月21日</p> <p>3月7日</p> <p>3月2日</p> <p>2月1日</p> <p>2月8日</p> <p>3月1日</p> <p>3月7日</p> <p>3月2日</p> <p>3月7日</p> <p>2月18日</p> <p>3月1日</p> <p>2月18日</p> <p>2月15日</p> <p>3月2日</p> <p>2月24日</p> <p>3月2日</p> <p>2月21日</p>
---	--	--

黒川高等学校	2月18日
柴田農林高等学校	2月18日
伊具高等学校	3月2日
亘理高等学校	2月21日
加美農業高等学校	2月18日
小牛田農林高等学校	2月24日
南郷高等学校	3月2日
水産高等学校	3月4日
白石工業高等学校	2月8日
石巻工業高等学校	2月1日
大河原商業高等学校	3月2日
鹿島台商業高等学校	2月18日
一迫商業高等学校	3月2日
第二工業高等学校	3月2日
山元支援学校	3月2日
金成支援学校	2月28日
古川支援学校	3月2日
利府支援学校	3月2日
迫支援学校	1月31日
支援学校岩沼高等学園	3月2日
古川黎明中学校	3月1日

2 監査結果

平成21年度及び平成22年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

(1) 東部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	302,886,354円
過年度分	566,399,962円
合 計	869,286,316円

・ H20年度収入未済額

現年度分	284,776,093円
過年度分	499,141,615円
合 計	783,917,708円

(2) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	63,382,861円
過年度分	129,185,587円
合 計	192,568,448円

・ H20年度収入未済額

現年度分	70,366,599円
過年度分	124,158,082円
合 計	194,524,681円

(3) 食肉衛生検査所

支出事務において、不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

複写サービス料金について、基本料数までの基本料金に基本料数以内の実使用枚数料金を加えて支出していたもの。

・ 契約期間

- ① 平成17年4月1日～平成20年3月31日
- ② 平成20年4月1日～平成23年3月31日

・ 基本料金

- ① 12,000円(5,000枚まで)

② 13,120円(8,000枚まで)

・ 過誤払期間 平成17年4月分～平成22年6月分

・ 過誤払額 785,917円

(4) 大崎地方ダム総合事務所

支出事務において、不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

平成21年3月分複写サービス料金について、請求書の請求者印の押印がないにもかかわらず、後で請求書を差し替えることとして支出した。さらに、後日送付された同額の請求書について、支出済みであることを失念し、再度支払い手続きをとったため二重に支出した。

・ 件数 1件

・ 過誤払額 5,775円

(5) 石巻高等学校

教職員特殊業務手当において、不正受給が認められたので、今後再発しないように対策を講じられた。

(内容)

休日一部活動指導を行った際に支給される教員特殊業務手当(いわゆる部活動指導手当)について、平成22年4月から8月にかけて、職員が指導の実態がないにもかかわらず指導を行ったと称した虚偽の支給申請を行い、手当を受給した。

・ 件数 23件

・ 支給金額 55,200円(2,400円/日)

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等の監査の結果は次のとおりです。

平成23年4月26日

宮城県監査委員	内 海	太
宮城県監査委員	佐々木	敏 克
宮城県監査委員	遊 佐	勤左衛門
宮城県監査委員	工 藤	鏡 子

1 監査実施団体及び監査実施年月日並びに事業概要等
下記のとおり

2 監査結果

平成21年度の出納その他の事務の執行について実施しました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については各団体に注意をしました。

記

団 体 名	実施年月日	監 査 の 結 果 等
宮城県土地開発公社	22.10.26	<p>1 団体の事業概要 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用の取得、管理、処分及び工業団地の造成等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 【出資金】 50,000,000円(基本財産 50,000,000円) 【負担金】 地方公共団体関係団体共済組合県負担金 1,605,767円 主要地方道大衡落合線に係る道路付替工事県負担金 27,610,000円 【貸付金】 長期貸付金に係る平成21年度未残高 2,715,450,000円 【債務保証】 債務保証契約に係る平成21年度未借入金残高 6,531,587,462円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
社会福祉法人宮城県 社会福祉協議会	22.10.26	<p>1 団体の事業概要 社会福祉事業の企画・調査・普及等、社会福祉法に基づく第一種及び第二種事業、社会福祉事業従事職員の養成・研修、休養ホームの設置経営等収益事業、その他地域福祉の推進を目的とした各種事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 【出資金】 10,000,000円(基本金 11,000,000円) 【補助金】 社会福祉協議会補助金 53,364,211円 福祉活動指導員設置費 6,220,796円 職員人件費 123,059,000円 生活福祉資金貸付金</p>

<p>生活福祉資金貸付事業推進費 生活福祉資金欠損補てん積立金 要保護世帯向け不動産担保型貸付事業費</p> <p>8,323,200円 386,952,000円 7,865,000円</p>	<p>臨時特例つなぎ資金貸付事業 ボラテイエアセクター運営事業費 災害ボラテイエア受入体制整備事業費 日常生活自立支援事業費 福祉サービエス苦情解決事業費 介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金</p> <p>30,120,000円 13,610,563円 7,813,150円 83,099,000円 7,816,000円 1,026,000,000円</p>	<p>明るい長寿社会づくり推進事業費補助金46,484,299円 みやぎシニアカレッジ運営事業費補助金32,792,223円 〔負担金〕 宮城県社会福祉大会負担金 85,960円 里親委託等の自立を祝う会負担金 180,000円 〔公の施設の管理〕 宮城県船舶形コロー外9施設 2,534,052,500円 3 監査の結果</p>	<p>1 団体の事業概要 地域の振興と青少年の健全育成を図るため、大航海時代の歴史的事績及び船舶・海洋に関する学習・体験の場の提供事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 500,000,000円（基本財産 1,013,898,600円） 〔公の施設の管理〕 宮城県慶長使節船ミュージアム 187,000,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>公益財団法人慶長遣 欧使節船協会</p> <p>22. 10. 27</p>	<p>22. 10. 27</p>	<p>1 団体の事業概要 漁船の航行安全及び操業効率を高めることにより漁船漁業経営の安定を図るため、漁業無線局の管理運営等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容</p>	<p>〔出資金〕 100,000,000円（出資金総額 230,050,000円） 3 監査の結果 正味財産が出資金総額を下回っていることから、財務内容の健全化に努める必要がある。また、同種団体との統合も含め法人のあり方について検討されたい。</p>	<p>22. 11. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 中核的な産業支援機関として中小企業等の創業・経営革新の促進及び経営基盤の強化等を図るため、新事業・経営革新等支援事業、産学官連携・研究開発支援事業、資金支援事業、受発注取引支援事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 198,851,594円（基本財産 222,351,594円） 〔補助金〕 中小企業経営資源強化対策費補助金 234,741,637円 設備資金貸付事業補助金 15,242,000円 中心市街地商業活性化推進事業費補助金 2,090,600円 宮城県中小企業再生支援協議会運営費補助事業補助金 2,455,459円 宮城県新分野進出等機械類貸与利子補給金 151,637円 〔貸付金〕 中小企業経営基盤強化支援資金貸付金 335,000,000円 長期貸付金に係る平成21年度未残高 設備資金貸付事業貸付金 433,640,000円 設備貸与事業貸付金 615,578,900円 機械類貸与事業貸付金 1,573,172,800円 企業振興投資育成事業貸付金 178,250,000円 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金事業貸付金 4,290,000,000円 新事業支援事業貸付金 349,999,581円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成21年度未借入金残高 3 監査の結果 機械設備貸与事業等において、延滞未収金が認められたので、改善する必要がある。 464,081,015円</p>	<p>財団法人みやぎ産業 振興機構</p> <p>22. 11. 16</p>	<p>22. 11. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、イベント</p>	<p>財団法人みやぎ産業 交流センター</p> <p>22. 11. 16</p>	<p>22. 11. 16</p>	<p>1 団体の事業概要 産業振興推進のため、国際見本市、展示会、イベント</p>
--	--	---	---	---	-------------------	--	---	-------------------	--	---	-------------------	---	---	-------------------	---

<p>の開催及び産業情報の提供等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 900,000,000円（基本財産 1,779,000,000円） 〔公の施設の管理〕 みやぎ産業交流センター（利用料金による管理運営） 展示ホール床面クランク補修負担金 1,386,000円 タラップ改修等安全対策工事負担金 2,992,500円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>22.11.16 1 団体の事業概要 鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業者として、仙台空港アクセス線の運行・管理を主事業として行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 3,769,000,000円（資本金 7,129,000,000円） 〔補助金〕 仙台空港アクセス鉄道環境整備促進事業費補助金 84,866,752円 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成21年度末残高 7,859,000,000円 〔損失補償〕 損失補償契約に係る平成21年度末借入金残高 8,829,300,000円 3 監査の結果 繰越欠損金が増加していることから、県と連携し、県策定の「改革支援プラン・行動計画」の着実な実行を図り、経営改善を進める必要がある。</p>	<p>22.12.14 1 団体の事業概要 仙台港臨港地区内における物流の海と陸との結節点として中心的機能を果たすため、荷役場・保管庫・事務室等の賃貸に関する事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 153,000,000円（資本金 568,940,000円） 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>22.11.16 1 団体の事業概要 畜産業を営む者の経営及び畜産業を営む者が組織する団体の運営指導、家畜管理等の技術的支援、畜産物の価格安定対策品質改善など畜産振興のための事業を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 147,500,000円（基本財産 263,150,000円） 〔補助金〕 畜産物衛生環境整備円滑化事業補助金 8,237,500円 肉用子牛生産者補給金生産者積立補助金68,837,575円</p>	<p>22.12.16 1 団体の事業概要 仙台空港における航空貨物取扱施設を設置運営しており、輸出入貨物等の荷役・保管及び貨物取扱施設の賃貸等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 395,000,000円（資本金 1,437,500,000円） 〔補助金〕</p>

		<p>仙台空港貨物地区安全対策整備事業補助金 7,000,000円</p> <p>3 監査の結果 繰越欠損金が増加していることから、更なる経営改善に努める必要がある。</p>		<p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 1,372,500,000円（資本金 3,200,000,000円） 〔貸付金〕 長期貸付金に係る平成21年度未残高 仙台空港新旅客ターミナルビル建設資金 1,500,000,000円 仙台空港国際線・国内線ターミナルビル建設資金 251,200,000円</p> <p>3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>財団法人宮城県又 ボーツ振興財団</p>	22. 12. 21	<p>1 団体の事業概要 生涯スポーツの振興と競技スポーツの向上を図るため、各種スポーツ振興啓発普及事業、自転車競技場管理運営事業及び県営又スポーツ施設の管理運営事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 250,000,000円（基本財産 500,000,000円） 〔補助金〕 宮城県又スポーツ振興財団又スポーツ振興事業費補助金 1,646,486円 クラウン・21フエス・イパル事業補助金 9,000,000円 宮城県自転車競技場運営事業補助金 8,601,350円 〔公の施設の管理〕 宮城県総合運動公園外2施設 641,775,250円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>財団法人宮城県国際 交流協会</p>	<p>22. 12. 22</p> <p>1 団体の事業概要 国際交流及び協力に関する幅広い活動を促進するため、国際交流に関する啓発普及・調査研究及び国際交流団体の指導育成・連絡連携に関する事業等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 750,000,000円（基本財産 1,043,910,000円） 〔補助金〕 国際交流事業補助金 39,742,000円 海外移住者援護事業補助金（海外宮城人会助成金） 1,900,000円 宮城海外研修員会館管理運営事業補助金 2,300,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>社団法人宮城県建設 センター</p>	22. 12. 21	<p>1 団体の事業概要 地方公共団体等が行う公共事業の円滑で効率的な執行を補完支援するため、建設に関する積算・調査設計を行うとともに公園の管理運営等を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 16,000,000円（基本財産 44,061,800円） 〔公の施設の管理〕 岩沼海浜緑地外2施設 69,222,726円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>財団法人宮城県環境 事業公社</p>	<p>23. 1. 11</p> <p>1 団体の事業概要 良好な環境及び健康な生活を維持するため、廃棄物の処理及び再生に関する事業を行っている。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕 50,000,000円（基本財産 150,296,066円） 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>仙台空港ビル株式会 社</p>	22. 12. 22	<p>1 団体の事業概要 仙台空港旅客ターミナルビルを所有し、航空会社及び事業者に対する貸室業並びに航空旅客に対する役務の提供を行っている。</p>	<p>公立大学法人宮城大 学</p>	<p>23. 1. 11</p> <p>1 団体の事業概要 地方独立行政法人法に基づき大学を設置運営している。</p> <p>2 県の財政的援助等の内容 〔出資金〕</p>

<p>学校法人明和学園</p>	<p>22. 12. 15</p>	<p>15,477,213,826円(資本金 15,477,213,826円) 〔交付金〕 公立大学法人宮城大学運営費交付金 1,971,809,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、特別支援学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校特別支援教育教育費補助金 104,040,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>学校法人白百合学園</p>	<p>22. 12. 22</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 420,714,000円 私立学校特別支援教育教育費補助金 6,272,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 1,660,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 8,595,000円 私立学校緊急環境整備費補助金 345,000円 結核検診補助金 67,923円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 76,392,000円 私立学校特別支援教育教育費補助金 3,136,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 3,680,000円 私立学校緊急環境整備費補助金 244,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>学校法人聖ウルスラ学院</p>	<p>23. 1. 14</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 361,319,000円 私立学校特別支援教育教育費補助金 2,352,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 2,280,000円 私立高等学校授業料軽減事業補助金 10,756,000円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法及び学校教育法に基づき、幼稚園及び専修学校を設置運営している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 私立学校運営費補助金 79,214,000円 私立学校特別支援教育教育費補助金 1,568,000円 私立幼稚園特別支援教育教育費補助金 392,000円 私立学校教育改革推進特別経費補助金 4,080,000円 私立学校緊急環境整備費補助金 525,000円 福祉・介護人材確保事業補助金 3,266,104円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>学校法人菅原学園</p>	<p>23. 1. 14</p>	<p>1 団体の事業概要 教育基本法に基づき、第一種社会福祉事業(軽費老人ホーム)、第二種社会福祉事業(保育所)を実施している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 軽費老人ホーム事務費補助金 31,962,480円 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給 1,820,000円 結核検診等補助金 8,614円 3 監査の結果 軽費老人ホーム事務費補助金において交付条件違反等が認められたので、改善する必要がある。</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業(軽費老人ホーム)、第二種社会福祉事業(保育所)を実施している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 軽費老人ホーム事務費補助金 31,962,480円 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給 1,820,000円 結核検診等補助金 8,614円 3 監査の結果 軽費老人ホーム事務費補助金において交付条件違反等が認められたので、改善する必要がある。</p>

<p>社会福祉法人鶴寿会</p>	<p>23. 1. 13</p>	<p>1 団体の事業概要 社会福祉法に基づく第 1 種社会福祉事業（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）及び第二種社会福祉事業（認知症対応型老人共同生活援助事業等）を実施している。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 軽費老人ホーム事務費補助金 64,644,960円 結核検診等補助金 20,542円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>宮城県商工会連合会</p>	<p>23. 1. 23</p>	<p>1 団体の事業概要 各地区商工会の相談、指導及び連絡調整を行い、商業の振興に寄与する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔補助金〕 小規模事業経営支援事業費補助金 1,513,296,280円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>
<p>特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会</p>	<p>23. 1. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 一般県民等に対して森林・林業の普及啓発及び調査研究に関する事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県県民の森外 2 施設 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>太平ビルサービズ株式会社</p>	<p>23. 1. 18</p>	<p>1 団体の事業概要 建物の清掃及び管理等を請け負い、県営住宅の管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 県営住宅等 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。 114,830,899円</p>
<p>社会福祉法人宮城県</p>	<p>23. 1. 19</p>	<p>1 団体の事業概要</p>
<p>福祉事業協会</p>		<p>社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業（母子生活支援施設等）及び第二種社会福祉事業（保育所等）を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県さくらハイツ 57,338,000円 宮城県コスモスハウズ 53,657,584円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>財団法人宮城県視覚障害者福祉協会</p>	<p>23. 1. 19</p>	<p>1 団体の事業概要 視覚障害者の福祉向上の理念に基づき、社会人として自立更生するための援助事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県視覚障害者情報センター 51,107,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>宮城県ボート協会</p>	<p>23. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 県内のボートの普及、発展及び競技力向上を図り、宮城県長沼ボート場の管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 宮城県長沼ボート場 10,700,000円 3 監査の結果 公表すべき指摘事項はなかった。</p>
<p>石垣メンテナンス株式会社</p>	<p>23. 1. 20</p>	<p>1 団体の事業概要 特定建設業者として機械設備工事等を請け負い、県が設置する鳴瀬川及び吉田川流域下水道の管理運営事業等を行っている。 2 県の財政的援助等の内容 〔公の施設の管理〕 鳴瀬川流域下水道施設及び吉田川流域下水道施設 523,775,296円 3 監査の結果 県の援助等の趣旨に沿って執行されていた。</p>

（注）県の財政的援助等の内容の「出資金」は、平成 21 年度末における出資金総額を示し、「補助金」、「貸付金」及び「公の施設の管理」等は、平成 21 年度における支出額等を示している。

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した「公の施設の管理について（指定管理者制度を中心として）」に係る監査の結果は次のとおりです。

平成23年4月26日

宮城県監査委員	内 海 太
宮城県監査委員	佐 々 木 敏 克
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

公の施設の管理について（指定管理者制度を中心として）

2 監査の趣旨

公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、平成24年3月にはその多くの施設において指定管理期間が満了するため、平成23年度には次期の指定管理者についての選定手続きを予定している。

このことから、本監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、これまでの指定管理者制度による公の施設の管理について、制度導入の知見や課題などを検証し、今後の指定管理者制度の適正かつ円滑な運営に資するものである。

3 監査対象機関

(1) 行政経営推進課

(2) 公の施設（直営等の施設を含む。）及び該当施設を所管する課（室）

(3) 公の施設を管理する指定管理者（平成22年4月1日現在の指定管理者である42団体に対して、法第199条第81項の規定による関係人調査として実施。）

4 実施期間

平成22年11月から平成23年3月まで

5 重点調査事項

- (1) 指定管理者選定委員会
- (2) 指定管理者の募集
- (3) 住民サービスの向上
- (4) 指定管理期間
- (5) 指定管理料

- (6) 指定管理者の事務引継
- (7) 個人情報保護
- (8) モニタリング・評価
- (9) 指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後

第2 監査の結果と意見

1 本県の状況

(1) 公の施設

「公の施設」は、法第244条の規定により「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められており、平成22年4月1日現在363施設（県営住宅255施設を含む。以下同じ。）となっている。

公の施設については、「指定管理者制度運用指針」（平成20年7月9日策定。以下「運用指針」という。）において、その設置目的等を踏まえて常に必要性等の検証を行い、必要に応じて、廃止、民間移譲又は地方独立行政法人化を検討するものとされているほか、直営施設は、随時、直営の合理性を検証するとともに、指定管理者制度導入の可能性を検討し、制度導入可能なものについて順次移行することとされている。

表1 施設種別毎の公の施設数

（平成22年4月1日現在）

区 分	リハビリテーション施設	産業振興施設	基礎施設（下水道、県営住宅等）	文教施設	社会福祉施設	計
指定管理者制度導入施設	14	1	80	6	17	118
うち公募	14	1	54	4	15	88
管理代行制度導入施設	0	0	215	0	0	215
直営による施設	0	1	7	14	8	30
計	14	2	302	20	25	363

施設種別は、総務省調査の分類による。

(2) 指定管理者制度

イ 制度の導入状況

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）では、改正前の法第244条の2第3項の規定に基づき管理委託を行っていた公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、原則として、公の施設は自らが直接管理を行うか指定管理者による管理を行うかのいずれかによることと

なった。
本県においては、平成16年度に「公の施設の指定管理者の指定に関する手続等に関する条例」（平成16年宮城県条例第43号。以下「手続条例」という。）及び同施行規則を施行し、平成17年度から6施設について指定管理者制度を導入した。平成18年度には327施設、平成19年度には1施設を導入しており、平成22年4月1日現在の指定管理者制度導入施設は118施設（県営住宅215施設については、平成21年度から管理代行制度を導入。）となっている。
なお、直営の施設は平成22年4月1日現在30施設となっている。

表2 施設種別毎の指定管理者制度導入状況

区分	コミュニティ施設	産業振興施設	基盤施設（下水道・県営住宅等）	文教施設	社会福祉施設	計	累計
H17	4増	-	-	1増	1増	6増	6
H18	10増	1増	295増	5増	16増	327増	333
H19	-	-	1増	-	1減	0	333
H20	-	-	-	-	-	-	333
H21	-	-	216減	-	1増	215減	118
H22.4.1現在	14	1	80	6	17	118	118

主な減は、県営住宅のうち215施設が平成21年4月から管理代行制度へ移行したことによる。

□ 制度の改正状況

平成17年度の指定管理者制度導入に際しては「指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を平成17年3月14日に制定したが、導入して3年後の平成20年度には、制度運用後の課題等に対応するため、新たに運用指針を策定している。その主な改正内容は次のとおりである。

- (イ) 指定管理者の募集
公募を行わない相当な理由があるものの取扱いについて、基本的な考え方では「政策・財政会議に諮った上で決定」としていたが、事務の効率化を図るため「施設の所管部局等の長が総務部長に協議して非公募」とすることができることとした。
- (ロ) 指定管理期間の設定
指定管理期間について、基本的な考え方では「社会福祉施設は5年、それ以外の施設は3年」を基本としていたが、職員の雇用問題や自主事業の定着化等を考慮し、「施設の維持管理が主たる業務の場合は3年、業務内容に相当な専門性が認められ、人材の育成確保

等に期間を要する場合は5年」として当該施設の所管部局等の長が定めることを可能とした。また、「指定管理者に多大なリスクを負わせる等、5年を超えるべき特別の理由がある場合は、当該施設の所管部局等の長が総務部長に協議の上、相期間を指定期間として設定」できることとした。

(イ) 指定管理者候補の選定組織

指定管理者の候補を選定するための選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員について、基本的な考え方では「部局内の職員で構成する組織を基本とし、特別な理由がある場合に限り、外部有識者等で構成する選定組織を設置」することができるとしているが、選定の透明性、客観性及び利用者サービスの更なる向上等のために「有識者等の外部委員の登用」を義務付けた。また、選定委員会のうち「部局ごとに設置する選定委員会（以下「部局等委員会」という。）の委員の構成は5～6人を基本とし、8人を上限」とすることとした。

(ロ) モニタリング・評価

指定管理者が行う施設の管理運営について、運用指針では「指定管理者から提出される事業報告書を基に、毎年度の活動内容を評価して、翌年度以降の効率的、効果的な施設管理に活かす」としていたが、評価等の具体的な方法が定められていなかったことから、平成21年2月27日に「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針」（以下「モニタリング等指針」という。）を制定し、平成21年度以降の指定管理業務から適用することとした。

モニタリング・評価：モニタリングとは、施設所管課が指定管理者の行う公の施設の管理運営業務が年度事業計画書、協定書及び仕様書に基づき、適正に実施されているかどうかを確認するための定期又は随時に実施する点検及び確認をいい、評価とは、指定管理者が行う評価対象年度における管理運営等の実績に対する自己評価及び施設所管課が行う指定管理者の自己評価に対する評価をいう。

2 重点調査事項

(1) 指定管理者選定委員会

イ 有識者等外部委員の登用及び選定委員の構成

平成20年7月に運用指針を制定し、選定委員会の委員構成において有識者等外部委員の登用を義務付けたのは、指定管理者候補の選定の透明性及び客観性の確保の観点から評価できるものである。

その結果、部局等委員会の6委員会では有識者等外部委員がそれぞれ1～2人登用されており、そのうち2委員会では次回の指定管理者募集の際には有識者等外部委員の登用人数を

増やす予定としている。

また、必要に応じて個別の施設条例において設置される選定委員会（以下「個別委員会」という。）は3委員会あり、委員5～7人のうち有識者等外部委員は4～5人となっている。さらに、下水道施設においては、次回募集の際に個別委員会を設置する予定としている。

指定管理者の選考過程については、運用指針に基づき「指定管理者の選定に係る情報公開について」を作成して県民に情報公開しているが、より透明性、客観性を確保する観点から、外部委員をより一層積極的に登用するよう検討するとともに、施設によってはその特殊性に配慮し、業務内容等に精通する者の登用が可能となる個別委員会を活用することも検討すべきである。

さらに、選定委員会における女性委員（県職員は除く。）の登用状況を見ると、9委員のうち女性委員を登用しているのは4委員会（44.4%）にとどまり、県の審議会等における女性委員を含む審議会等の比率95.4%（平成22年4月1日現在）を大幅に下回っている。また、有識者等外部委員のうち女性委員の登用率は31.8%となっており、県の目標値40%を下回っている状況にある。

今後、有識者等外部委員の委嘱の際には、女性委員の登用についてより一層推進されたい。「宮城県男女共同参画基本計画」（平成15年3月策定）に定める県の審議会等における女性委員の割合の目標値。

表3 指定管理者選定委員会種別毎の直近開催時の委員会の構成人数

種別	委員会名	構成人数(A)		
		(A)のうち有識者等外部委員(B)	(A)のうち女性委員(C)	(C)のうち県職員を除く女性委員(D)
環境生活部指定管理者選定委員会		6	1	1
保健福祉部指定管理者選定委員会		7	2	2
経済商工観光部指定管理者選定委員会		5	2	0
農林水産部指定管理者選定委員会		6	1	0
土木部指定管理者選定委員会		8	1	0
教育委員会指定管理者選定委員会		5	1	0

個別委員会	5	4	3	3
宮城県民間非営利活動拠点施設指定管理者選定委員会				
宮城県民会館指定管理者選定委員会	7	5	2	2
宮城県総合運動場指定管理者選定委員会	6	5	0	0
計	55	22	8	7

登用率	40.0%	14.5%	12.7%
女性委員が登用されている委員会の比率（4委員会 / 9委員会）			44.4%

委員会において女性委員が占める割合(D) / (B)	31.8%
委員会において女性委員が占める割合(D) / (B)	

□ 審査項目・配点

指定管理者の選定方法及び選定基準は、手続条例第3条に規定する基準を満たす者の中から運用指針において次の3つの視点を重視し総合的に評価して選定することと定められている。

- 視点1 施設の目的に沿って、より安定して施設の管理を行うと認められるもの
- 視点2 施設の効用を増し、より住民サービスの向上につながる管理を行うと認められるもの
- 視点3 施設をより経済的に管理する（管理経費が少なく）と認められるもの

具体的な審査項目、配点については、施設の規模や特殊性等を踏まえて施設ごとに定められており、指定管理者募集要項にも明示している。また、審査結果については委員の名前は伏せられた上で審査員ごとに審査項目別の採点結果を公表しており、透明性が確保されているほか、施設の特徴に応じた配点のウエイトにするなどの工夫が見られた。

今後は、公募回数が増えつつあることから、他の部局等所管の施設を含めた類似施設の状況も参考にしながら、安定的で経済的な管理と住民サービスの向上がより図られるよう、評価の精度を高められたい。また、現指定管理者と新規参入を目指す事業者との評価が公平に行われるよう配慮するとともに、新規事業者の参入意欲を駆り立てるよう工夫されたい。

表4 社会福祉施設における審査項目及び配点の例

審査項目	配点

1	計画の内容及び実現性	180
2	申請者の能力	60
3	収支計画	60
	計	300

表 5 下水道施設における審査項目及び配点の例

審査項目	配点
1 計画の内容及び実現性	100
2 申請者の能力	60
3 収支計画	40
計	200

表 6 体育施設における審査項目及び配点の例

審査項目	配点
1 県民の平等な利用が確保されること	25
2 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること	45
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること	15
4 情報公開，個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること	5
5 その他公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準	10
計	100

(2) 指定管理者の募集

イ 公募・非公募

指定管理者制度の導入に当たり総務省は、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画を提出させること」（平成19年 1月31日付け総務省自治行政局長通知）として、公募を原則としており、本県の運用指針においても、原則公募とし、特別な理由がある場合は非公募の方法をとることができることとしている。

これらを踏まえて、前回の募集の際は非公募としていたが、更新時の募集に際しては11施設（募集単位による。以下同じ。）において公募としたほか、現在非公募としている13施設についても、次回募集時には7施設について公募を検討しており、一定の改善が見られる。

しかし、指定管理者の指定に係る応募状況を見ると、応募者は年々減少し、平成20年度に公募した27施設のうち、申請者が1事業者のみの施設が22施設となっている。

公募の場合には、応募者数を増やす対策が喫緊の課題であり、さらに民間事業者等の参入を促す工夫を講じるべきである。

また、一部の施設については公募に馴染まないとの意見もあることから、それぞれの施設の現場の実態をよく把握・分析し、公募の適否について常に検証を行い、非公募とする場合は、非公募とする理由について県民への十分な説明が必要である。

表 7 直近の応募時における指定管理者の募集方法（施設所管課回答）

区分	施設数（募集単位）	比率（%）
公 募	43	76.8
非 公 募	13	23.2
計	56	100.0

表 8 非公募施設における次回募集時の公募採用の検討状況（施設所管課回答）

区分	施設数（募集単位）	比率（%）
公募を検討	7	53.8
公募は困難	4	30.8
施設廃止	2	15.4
計	13	100.0

表 9 公募に係る応募者数の状況（施設所管課回答）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
1 者	4	11	1	6	22	1	7
2 者	0	5	0	0	1	1	2
3 者以上	2	9	0	0	4	0	0
平均応募者数	2.0	2.7	1.0	1.0	1.4	1.5	1.2

施設数は、募集単位による。また、同一施設で複数回の募集としているものがある。

□ 募集期間

指定管理者の募集期間については、運用指針において原則1ヶ月以上確保することとしており、平成22年度の募集においては45日間を募集期間としている。

募集期間については、施設所管課及び指定管理者の大半が十分との考えであるが、下水道施設の施設所管課及び指定管理者からは、指定管理施設の特徴や技術の専門性を考慮して、応募書類を作成するための期間確保等のためには2～3ヶ月が必要との意見があり、また、社会福祉施設の指定管理者からは、指定管理施設の内容を十分に把握して応募するためには3～6ヶ月が必要との募集期間の延長を希望する意見があった。

過去においては、施設によって異なる募集期間とした事例もあり、応募しようとする事業者に十分な準備期間を確保させることによって応募者数が増えることにつながることも考えられることから、指定管理施設の特殊性などに応じた募集期間を設定するなどの弾力的な運用が必要である。

表10 募集期間に対する意見

区分	施設数(募集単位)		比率(%)	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
もっと長く	4	5	7.1	8.9
十分	52	49	92.9	87.5
もっと短く	0	1	0.0	1.8
その他	0	1	0.0	1.8
計	56	56	100.0	100.0

表11 適当と考える募集期間

区分	施設数(募集単位)		比率(%)	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
もっと短く	1週間	0	1	0.0
	2ヶ月	0	4	0.0
もっと長く	3ヶ月	4	0	100.0
	3～6ヶ月	0	1	0.0
計	4	4	6	100.0

(3) 住民サービスの向上

指定管理者制度の目的の一つである「民間事業者等のノウハウを活用した住民サービスの向上」について、施設所管課では45施設(80.4%)において住民サービスの向上が見られたとしている。指定管理者は、住民サービスの向上のための具体的な取り組みとしてイベント及び学習会・講座の充実、開館(所)日数の拡大などを実施している。

また、指定管理者が実施している自主事業(公の施設の設定目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施する事業)も住民サービスの向上につながるものと考えられ、30施設(53.6%)と半数の施設で実施しており、その内容として体験講座、各種イベント、展示会及び地域住民との交流会等の開催・実施を挙げている。

今後とも、自主事業の展開を含め、施設を利用する住民の利便性の向上を意識した施設運営に努め、それぞれの施設において住民への一層のサービスの向上が図られることを期待する。

表12 住民サービスの向上の状況(施設所管課回答)

区分	施設数(募集単位)	比率(%)
向上した	17	30.4
やや向上した	28	50.0
変わらない	11	19.6
低下した	0	0.0
計	56	100.0

表13 指定管理者による自主事業への取組状況(施設所管課回答)

区分	施設数(募集単位)	比率(%)
取組あり	30	53.6
取組なし	26	46.4
計	56	100.0

表14 指定管理者による住民サービスの向上のための取組内容(施設所管課回答)

区分	施設数(募集単位)
イベントの充実	19
学習会・講座の充実	14
開館(所)日数の拡大	3

調査・研究活動の充実	1
料金の割引等	1
その他	17
計	55

複数回答による集計としている。

(4) 指定管理期間

指定管理期間については、運用指針によりその設定基準を改めている。これは平成20年度において多くの施設が2期目の指定管理者の選定を行うことから、施設所管課へのアンケート結果などを踏まえて見直しを行ったもので、より実態に即した運用ができるようになったことは一定の評価ができるものである。

社会福祉施設以外の施設においても指定管理期間を5年とできるようにしたほか、5年を超える特別の理由があるときは総務部長協議により相当期間を設定できるようにした。

この結果、平成21年度からの2期目の指定管理について、人材の確保などの観点から指定管理期間を3年から5年とした施設は5施設認められた。

現在、指定管理期間を3年としている施設は40施設(71.4%)、5年としている施設は16施設(28.6%)となっており、施設種別ではレクリエーション・スポーツ施設及び基盤施設にあっては3年、社会福祉施設にあっては5年としている施設がそれぞれ大半を占めている。

指定管理期間の考え方については、施設所管課にあっては現在の指定管理期間が適当と考えているのが38施設(67.9%)と大半であるのに対して、指定管理者にあっては延長を希望しているのが32施設(57.1%)と半数以上になっている。その理由として、人材の育成・確保、中長期的な事業実施及び投資効果を得るためなどを挙げしており、施設所管課と指定管理者とでは現在の指定管理期間に対する考え方に違いが見られる。

指定管理期間の長期化には、民間事業者等による新規参入意欲の低下や指定管理料固定化などへの懸念もある。一方、指定管理者の中長期的な事業計画が可能となることで、積極的な事業展開による住民サービスの向上やコスト削減効果等が期待できるといったメリットもある。

このことから、指定管理期間については、施設の性格と指定管理者の声にも配慮し、その施設の設定目的を達成するのに最も適切なものとするため、その妥当性について常に検証し、見直しを行う必要がある。

表15 指定管理期間別の施設数

(平成22年4月1日現在)

区分	レクリエーション・スポーツ施設	産業振興施設	基盤施設(下水道等)	文教施設	社会福祉施設	計
3年	12	1	19	4	4	40
5年	1	0	1	2	12	16
計	13	1	20	6	16	56

施設数は、募集単位による。

表16 指定管理期間に対する意見

区分	施設数(募集単位)		比率(%)	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
もっと長く	18	32	32.1	57.1
適当	38	22	67.9	39.3
もっと短く	0	0	0.0	0.0
その他	0	2	0.0	3.6
計	56	56	100.0	100.0

表17 指定管理期間別の指定管理期間に対する要望状況

現行指定管理期間	施設数(募集単位)	現状のままで良い				延長を希望する指定管理期間			
		施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者	5年	6~10年	指定管理者	指定管理者
3年	40	25	15	13	14	2	11	11	
5年	16	13	9	-	-	3	7	7	
計	56	38	24	13	14	5	18	18	

(5) 指定管理料

イ 指定管理料の決定

指定管理者制度導入の目的の一つである管理経費の削減については、指定管理者制度移行初年度の平成17年度の管理委託料等と完全移行後の平成19年度の指定管理料について、一般財源ベースで比較したところ約4億6千8百万円の減、約11%の縮減効果があったとしており、一定の評価ができるものである。

指定管理料については、県が募集の際に当該公の施設の管理に要する経費(直近3ヶ年分

の収支実績（見込）額）を提示し、これを参考に応募者が収支計画を算定し、県と指定管理者に指定された者との協議により決定している。

協議に当たっては、経費の削減のみならず、単なる価格競争に陥ることなく、住民サービスの低下や労働条件の悪化につながるのではないように配慮する必要がある。

また、指定管理者のモチベーションの低下を招くことのないよう、過去の実績及び市場調査等あらゆる情報を基にして公の施設の管理料として適切な金額を算定の上、指定管理者との協議に臨むことが必要である。

なお、指定管理料の算定に当たっては、住民サービスのあり方や収益性及び精算を要する費用の設定等が施設の種類によって様々でそれぞれ条件が異なることから、細部は施設所管課が決定せざるを得ないが、標準人件費及び一般管理費等に関する基本的な考え方については、庁内横断的に研究していくことが望ましい。

表18 指定管理者制度導入施設の指定管理料の状況

区 分	平成17年度決算額 (A)	平成19年度決算額 (B)	(B) - (A)
委託料(指定管理料)	4,351,618千円	3,883,682千円	467,936千円

ロ 修繕費の決定

修繕費の費用負担については、「基本協定書の作成例」(平成21年2月12日付け経号外行政経営推進課長通知)において、施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するための修繕は県の責任において実施し、小規模な修繕は指定管理者の責任において実施することとしている。

実際の運用においては、指定管理者が負担する修繕費の上限等負担の程度が明確に定められているのは27施設(48.2%)と半数にとどまっている。このうち、「見積価格1件当たりの額又は総額を規定」しているのが12施設と多く、次が「修繕実施後に精算する」が9施設、「すべて県が負担する」が6施設となっている。また、指定管理料について、27施設(48.2%)の指定管理者が何らかの改善を求めており、そのうち、修繕料に関するものが10施設(37.0%)と約3分の1を占めている。

部品の定期交換のように当初から見込まれるものについては、あらかじめ修繕費として見込んでおくことができるが、それ以外については、指定管理者が負担する修繕費の上限等負担の程度を明確にしておく必要がある。

また、小規模修繕として見積価格1件当たりの額を定めている場合であっても、その総額の上限について基本協定書等に明確にしておく必要がある。

表19 修繕費用の上限・負担等の定め方の状況(施設所管課回答)

区 分	施設数(募集単位)	比率(%)
明確な上限額の定めあり	12	21.4
すべて県が負担	6	10.7
修繕後に精算	9	16.1
特に上限等の定めなし	29	51.8
計	56	100.0

表20 指定管理料に対する意見(指定管理者回答)

区 分	施設数(募集単位)	比率(%)
妥当である	29	51.8
改善が必要	27	48.2
計	56	100.0

ハ 利用料金制

指定管理者制度を導入している公の施設のうち、利用料金を徴収しているのは47施設で、そのうち24施設(51.1%)が利用料金制を採用している。利用料金を徴収しているが利用料金制を採用していない施設のうち、利用料金制の導入を希望しているのは1施設のみとなっており、その他の施設においては利用料金の事業費に占める割合が低いことなどにより利用料金制の採用を希望していない状況にある。

利用料金制は、指定管理者が民間事業者等としてのアイデアを活用し、その経営努力による利用料金収入の増が指定管理者の収益に結びつくなど、指定管理者にインセンティブが働き自助努力を促す意義がある。

今後とも、利用料金を徴収する施設においては、その施設の特性等を十分に考慮の上、利用料金制の導入の適否について前向きに検討すべきである。

利用料金制：公の施設の指定管理者に当該施設の利用料金を指定管理者の収入として收受させて、施設の管理運営に要する経費の全部又は一部を利用料金収入の中から賄わせる制度をいう。

(6) 指定管理者の事務引継

指定管理者制度導入後における指定管理者間の交代は9施設あり、一部において引継当初は多少の事務処理の遅れが見られたものの、大きなトラブルはなかったとのことである。

事務引継期間については、平成22年度における指定管理者候補の募集スケジュールでは1ヶ月程度を予定しているが、この期間について施設所管課では19施設(33.9%)、指定管理者では20施設(35.7%)が短いとしている。これは従業員の交代等を想定してのことであり、その引継方法や必要とする期間は施設により様々であるが、施設従業員が入替となる場合には、研修期間も考慮しなければならない。

新規参入を促すためには、あくまでも指定管理者の交代を想定したスケジュールを募集要項に示すとともに、事務引継スケジュールを確立しておくなど柔軟な対応が必要である。

また、指定管理者が交代することで、施設の運営上の支障や住民サービスの低下につながらないよう留意する必要がある。

表21 指定管理者間の交代の状況(施設所管課回答)

区分	施設数(募集単位)	比率(%)
交代あり	9	16.1
交代なし	47	83.9
計	56	100.0

表22 事務引継期間(1ヶ月)に対する意見

区分	施設数(募集単位)		比率(%)	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
長い	0	0	0.0	0.0
適当	37	36	66.1	64.3
短い	19	20	33.9	35.7
計	56	56	100.0	100.0

表23 適当と考える事務引継期間(表22で「短い」と回答した施設所管課・指定管理者回答)

区分	施設数(募集単位)		比率(%)	
	施設所管課	指定管理者	施設所管課	指定管理者
2ヶ月	0	4	0.0	20.0
3ヶ月	19	13	100.0	65.0
6ヶ月	0	3	0.0	15.0
計	19	20	100.0	100.0

(7) 個人情報の保護

個人情報の保護については、手続条例において「個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること」が指定管理者選定基準として定められている。また、個人情報保護条例において県と指定管理者双方に「個人情報の保護に關し必要な措置を講じなければならない」ことが義務付けられている。

それぞれの指定管理者においては、これらの規程に則り具体的な個人情報保護規程等を制定して適切に管理しているとしており、施設所管課及び指定管理者とも個人情報の保護について発生した問題はなかったとしている。

しかし、個人情報の保護について、指定管理者の中には幹部職員の問題意識が希薄で、管理方法等を十分に説明できない事例が見受けられた。今後は、幹部職員が率先して個人情報保護の重要性を再認識するとともに、個人情報の適切な管理を実効性あるものとするため、運用の実態をしっかりと把握した上で、研修等を随時行い、適切な運用の周知徹底や職員の意識改革を図り、組織全体として個人情報の保護・管理の強化に努める必要がある。

(8) モニタリング・評価

モニタリング・評価(以下「モニタリング等」という。)については、モニタリング等指針に基づき平成21年度の指定管理業務から実施され、その結果は平成22年7月から県のホームページ上(総務部行政経営推進課)で公表している。

モニタリング等指針に基づき公表した「指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成21年度)」の総合評価によると、施設所管課の評価では、S評価が4施設、A評価が51施設及びB評価が1施設となっており、指定管理者の評価では、S評価が10施設、A評価が46施設となっている。全体としては適正な管理運営が行われていると言えるものの、施設所管課による個別項目の評価においては、改善を求めるB評価となっている項目も認められた。

また、モニタリング等の結果に対する施設所管課の自己評価では、49施設(87.5%)において「正確に評価できた」又は「ある程度正確に評価できた」としており、「評価が難しかった」としているのは7施設(12.5%)となっている。

モニタリング等の結果が単に「調査・公表」して終わりとなることのないよう、指定管理者と県とが共通認識に立って、公の施設の管理運営の改善に取り組むためのツールとして活用するとともに、常に指定管理者との意思疎通を図りながらモニタリングを通じて住民ニーズを把握するなど、利用しやすい開かれた施設運営に努める必要がある。

表24 評価基準

評価の考え方	
評価	
S	優れた管理運営を行った
A	適正な管理運営を行った
B	さらなる工夫・改善が必要
C	適切に行われなかった，大いに改善が必要

表25 モニタリング等の結果に対する自己評価の状況（施設所管課回答）

区 分	施設数（募集単位）	比率（%）
正確に評価できた	13	23.2
ある程度正確に評価できた	36	64.3
評価が難しかった	7	12.5
計	56	100.0

(9) 指定管理者制度の導入効果と公の施設の今後

平成22年4月1日現在，公の施設363施設中，118施設が指定管理者制度のもとで管理運営されている。

指定管理者制度の導入効果について，施設所管課においては，利用者の増加，小規模修繕の迅速化及び管理経費の削減などを挙げ，そのほとんど（92.9%）で導入効果があったと評価している。また，今回の監査においても，総じて見れば指定管理者制度の導入に伴う一定の効果が認められた。

さらに，現在指定管理者制度により管理している施設について，平成23年度末での事業廃止が1施設（薬用植物園），平成23年4月の民間移譲が5施設（太白荘，偕楽園，和風園，乳児院，不忘園），地方自治体へ譲与が1施設（神割崎野営場）あり，県が所有することの適否について逐次見直しをしている。

他方，指定管理者制度未導入の30施設の今後の管理方針については，直営以外の管理について検討などとしているのは16施設（53.3%），直営を継続するとしているのは14施設（46.7%）となっている。前者のうち，「指定管理者制度導入について具体的に検討」しているのが5施設（図書館，美術館及び自然の家（3施設）），「導入の是非を含めて検討予定」としているのが7施設（県庁県民駐車場，広域水道（2施設），工業用水道（3施設），東北歴史博物館），「平成23年4月から一般地方独立行政法人化予定」が3施設（病院），「平成24年3月で廃止予定」が1施設（中央児童館）となっている。

今後とも，公の施設全般について，社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえて，個々の施設の

必要性の検証を行うとともに，その管理運営のあり方について，随時検討する必要がある。

今回の監査において，施設の管理運営上の諸課題に関して，施設所管課と指定管理者間で意思の疎通に欠けるケースが散見されたことは誠に残念である。

今後は，施設所管課並びに指定管理者等がコミュニケーションの充実を図り，情報を共有しつつ，これまで述べてきた諸課題を克服されたい。

また，継続して問題点の洗い出しや解決に向け取り組みることにより，一層充実した施設運営が図られるよう努力されたい。

表26 指定管理者制度の導入効果（施設所管課回答）

区 分	施設数（募集単位）	比率（%）
効果があった	52	92.9
変わらない	3	5.3
低下した	0	0.0
その他	1	1.8
計	56	100.0

表27 導入効果の主な内容（施設所管課回答）

主 内 容
施設の管理，事業運営のレベルが向上し，その結果，利用者が増加した。
指定管理者の自己評価と県の評価により，事業執行の目標や改善すべき点が明らかになり，双方で共通認識を持ちながら，より適正な管理運営がなされるようになった。
小規模な修繕が迅速，かつ柔軟に対応できるようになった。
利用者の視点に立った施設運営，事業実施，施設の広報等により，導入前より来館者数が1.5倍となった。
利用料金制導入により，集客力が指定管理者の収入となるため，旅行者への営業や開館時間の延長など，集客力向上への努力が行われている。
指定管理者の創意工夫により，施設の管理運営経費の削減が図られたほか，導入前にはなかった新たな取り組みが見られ，サービス向上につながっている。
利用者からのクレーンが大幅に減少した。
積極的な技術提案による施設の効率化や長寿命化が図られつつある。

利用者ニーズに合わせて様々なイベントを行うなどにより、集客につなげている。
管理者として主体的にサービス向上を図る姿勢が見られるようになった。

資料 1 公の施設の指定管理者指定状況等

平成22年4月1日現在

施 設	施設数	指定管理者	募集 方法	現 指定管理期間	摘 要
1 宮城県こもれびの森	1	(NPO法人)宮城県森 林インストラクター協会	公募	3 H20.4~H23.3	
2 宮城県伊豆沼・内沼サ ングチユウリセンター	1	(財)宮城県伊豆沼・内沼環 境保全財団	非公募	5 H21.4~H26.3	
3 宮城県蔵王野鳥の森自 然観察センター	1	(NPO法人)宮城県森 林インストラクター協会	公募	3 H21.4~H24.3	
4 宮城県クレー射撃場	1	(財)宮城県猟友会	公募	3 H21.4~H24.3	
5 宮城県泉民の森	1	(NPO法人)宮城県森 林インストラクター協会	公募	3 H21.4~H24.3	
6 宮城県昭和万葉の森	1	(株)万葉まちづくりセン ター	公募	3 H21.4~H24.3	
7 宮城県民会館	1	宮城県民会館管理運営共 同企業体	公募	5 H21.4~H26.3	
8 宮城県慶長使節船 ミュージアム	1	(公財)慶長遣欧使節船 協会	非公募	3 H22.4~H25.3	
9 民間非営利活動プラザ	1	(NPO法人)杜の伝言 板ゆるる	公募	3 H20.4~H23.3	
10 宮城県太白荘	1	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	5 H18.4~H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
11 宮城県介護研修セン ター	1	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	3 H21.4~H24.3	
12 宮城県偕楽園	1	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	5 H18.4~H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
13 宮城県和風園	1	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	5 H18.4~H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
14 宮城県乳児院	1	(社福)恩賜財団済生会 支部宮城県済生会	非公募	5 H18.4~H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
15 宮城県さくらハイッ	1	(社福)宮城県福祉事業 協会	公募	5 H18.4~H23.3	

16 宮城県コスモスハウス	1	(社福)宮城県福祉事業 協会	公募	5 H18.4~H23.3	
17 ター	1	(財)宮城県母子福祉連合会	公募	3 H21.4~H24.3	
18 宮城県不忘園	1	白石市外二町組合	非公募	5 H18.4~H23.3	H23.4.1 民間へ移譲
19 ター	1	(社福)宮城県身体障害 者福祉協会	公募	5 H21.4~H26.3	
20 宮城県障害者総合体育 センター	1	(社福)宮城県身体障害 者福祉協会	公募	5 H21.4~H26.3	
21 宮城県視覚障害者情報 センター	1	(財)宮城県視覚障害者福祉 協会	公募	5 H21.4~H26.3	
22 宮城県啓佑学園・宮城 県第二啓佑学園	2	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	5 H18.4~H23.3	
23 宮城県船舶形コロニー	1	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	5 H18.4~H23.3	
24 宮城県七ツ森希望の家	1	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	5 H18.4~H23.3	
25 宮城県探護寮	1	(社福)宮城県社会福祉 協議会	公募	3 H21.4~H24.3	
26 宮城県薬用植物園	1	(財)宮城県薬剤師会	公募	3 H20.4~H23.3	H23.3.31 廃止
27 宮城県御崎野営場	1	北日本ビル清掃隊	公募	3 H20.4~H23.3	
28 宮城県神割崎野営場	1	神割観光物産振興組合	公募	3 H20.4~H23.3	H23.4.1 地方自治体 へ譲与
29 松島公園(駐車場)	1	陽光ビルサービス(株)	公募	3 H21.4~H24.3	
30 みやぎ産業交流セン ター	1	夢メッセみやぎ管理運営 共同事業体	公募	3 H22.4~H25.3	
31 宮城県岩出山牧場	1	(財)宮城県農業公社	非公募	5 H21.4~H26.3	
32 小鱈漁港外17港の指 定施設	18	宮城県漁業協同組合	非公募	3 H21.4~H24.3	
33 雄勝湾漁港の指定施設	1	雄勝町雄勝湾漁業協同組 合	非公募	3 H21.4~H24.3	
34 気仙沼漁港(南町・魚 市場前地区)の指定施 設	1	気仙沼漁業協同組合	非公募	3 H21.4~H24.3	

35	塩釜漁港（籬）の指定施設	1	塩釜市観光物産協会	非公募	3	H21.4～H24.3	
36	塩釜漁港（釜の刺）の指定施設	1	塩釜市漁業協同組合	非公募	3	H21.4～H24.3	
37	鮎川漁港の指定施設	1	牡鹿漁業協同組合	非公募	3	H21.4～H24.3	
38	気仙沼漁港駐車場	1	気仙沼市	非公募	3	H21.4～H24.3	
39	仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設	2	(株)宮城県建設センター	公募	3	H21.4～H24.3	
40	仙台港多賀城地区緩衝緑地	1	東北緑化環境保全(株)	公募	3	H21.4～H24.3	
41	矢本海浜緑地	1	東洋緑化(株)	公募	3	H21.4～H24.3	
42	岩沼海浜緑地	1	(株)宮城県建設センター	公募	3	H21.4～H24.3	
43	宮城県総合運動公園	1	燃泉パークタウンサービス(株)	公募	3	H21.4～H24.3	
44	加瀬沼公園	1	(株)宮城県建設センター	公募	3	H21.4～H24.3	
45	仙塩流域下水道	1	(株)宮城県下水道公社	非公募	3	H21.4～H24.3	
46	阿武隈川下流流域下水道	1	荏原エンジニアリングサービス(株)東北支店	公募	3	H21.4～H24.3	
47	雫瀬川流域下水道・吉田川流域下水道	2	石垣メンテナンス(株)東北支店	公募	3	H21.4～H24.3	
48	北上川下流流域下水道・迫川流域下水道・北上川下流東部流域下水道	3	石巻環境サービス(株)	公募	3	H21.4～H24.3	
49	県営住宅等	40	太平ビルサービス(株)	公募	3	H21.4～H24.3	
50	宮城県宮城野原公園総合運動場	1	(株)宮城県スボーツ振興財団	公募	3	H21.4～H24.3	
51	宮城県第二総合運動場	1	(株)宮城県スボーツ振興財団	公募	3	H21.4～H24.3	
52	宮城県仙南総合プール	1	陽光セントラル共同企業体	公募	3	H21.4～H24.3	
53	宮城県長沼ボート場	1	宮城県ボート協会	公募	3	H21.4～H24.3	

54	宮城県総合運動公園	2	宮城県スボーツ振興財団・同和興業・セントラルスボーツビル	公募	3	H21.4～H24.3	
55	宮城県ライフル射撃場	1	宮城県ライフル射撃協会	公募	3	H20.4～H23.3	
56	宮城県婦人会館	1	(株)みやぎ婦人会館	公募	3	H22.4～H25.3	
		118	42団体				

「施設」は、募集単位による。

資料 2 公営住宅法に基づく管理代行制度を導入している公の施設

施設	施設数	管理代行者	現管理代行期間	摘要
1 県営住宅（県営住宅の一部）	215	宮城県住宅供給公社	3 H21.4～H24.3	
	215	1団体		

平成22年4月1日現在

資料 3 県直営の公の施設

平成22年4月1日現在

施設	施設数	条例の名称	摘要
1 宮城県公文書館	1	公文書館条例	
2 宮城県庁県民駐車場	1	駐車場条例	
3 宮城県高等看護学校	1	衛生技術者養成施設条例	
4 宮城県子ども総合センター	1	社会福祉施設条例	
5 宮城県中央児童館	1	社会福祉施設条例	
6 宮城県さわらび学園	1	社会福祉施設条例	
7 宮城県拓桃医療療育センター	1	社会福祉施設条例	
8 宮城県リハビリテーション支援センター	1	社会福祉施設条例	

9	宮城県産業技術総合センター	1	産業技術総合センター条例	
10	県立高等技術専門学校	5	職業能力開発学校条例	
11	宮城県農業大学校	1	農業大学校条例	
12	仙台港高砂コンテナターミナル	1	港湾施設等管理条例	
13	広域水道（2施設）、工業用水道（3施設）	5	公営企業の設置等に関する条例	
14	県立病院（3病院）	3	病院事業条例	
15	宮城県図書館	1	図書館条例	
16	宮城県美術館	1	美術館条例	
17	宮城県自然の家	3	自然の家条例	
18	東北歴史博物館	1	歴史博物館条例	
		30		